

株 主 各 位

東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号
橋 本 総 業 株 式 会 社
代表取締役社長 橋 本 政 昭

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。
敬 具

記

1. 日 時 平成27年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号
橋本総業株式会社 本社7階会議室
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第78期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
 - 第1号議案 吸収分割契約承認の件
 - 第2号議案 定款一部変更の件（1）
 - 第3号議案 定款一部変更の件（2）
 - 第4号議案 取締役9名選任の件
 - 第5号議案 監査役2名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.hat.co.jp/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度のわが国の建設業界は、消費税増税前の駆け込み需要の反動減の影響があり、民間住宅投資は、持家・貸家・分譲ともに減少傾向にありました。また民間非住宅投資は、企業業績の向上により、全体では前年度比プラスで推移しました。一方、公共投資は、補正予算の繰り越し等があったものの減少し、業界全体として大変厳しい中で推移致しました。

|           | 平成26年度見通し         |                   | 内 訳                |                   |                   |
|-----------|-------------------|-------------------|--------------------|-------------------|-------------------|
|           | 名目<br>投資額<br>(兆円) | 対前期<br>増減率<br>(%) |                    |                   |                   |
| 建設投資(新設)  | 47.1              | △3.3              | 【住宅】 ↘<br>(△8.8%)  | 【非住宅】 ↗<br>(2.7%) | 【政府】 ↘<br>(△2.7%) |
| 民間住宅      | 14.4              | △8.8              | 【持家】 ↘<br>(△21.2%) | 【貸家】 ↘<br>(△3.7%) | 【分譲】 ↘<br>(△8.6%) |
| 民間非住宅     | 12.7              | 2.7               | 【工場】 ↘<br>(△5.2%)  | 【事務所】 ↗<br>(8.1%) | 【土木】 →<br>(0.7%)  |
| 政府        | 20.1              | △2.7              | 【建築】 ↘<br>(△3.3%)  | 【土木】 ↘<br>(△2.6%) |                   |
| リフォーム(既築) | 6.7               | △4.3              | 【住宅】 ↘             | 【非住宅】 ↘           |                   |
| 計(新設+既築)  | 53.8              | △3.4              | 民間住宅 ↘             | 民間非住宅 ↗           | 政府 ↘              |

(建設経済研究所、矢野経済研究所資料より当社推定)

( )内の数字については、

民間住宅 - 着工戸数ベース

民間非住宅 - 土木(投資額)を除いた延床面積ベース

政府 - 投資額ベース

にて表示しております。

このような状況下、当社グループは一層のシェアアップと新規開拓を目指し、以下の基本戦略の下、具体的展開に取り組んでまいりました。

|                    |                                     |
|--------------------|-------------------------------------|
| <b>1. 3つのフルの追求</b> | <b>－成長への取組み</b>                     |
| ①フルカバー             | －（どこでも）県別営業体制で全国需要に対応               |
| ②フルライン             | －（何でも）お客様が望む商品は何でもワンストップで対応         |
| ③フル機能              | －（どんなことでも）基本7機能、工程9機能、ソリューション9機能の充実 |
| <b>2. みらい活動</b>    | <b>－業界最大、最良のネットワークへの取組み</b>         |
| ①みらい会              | －（みんなの会）4位1体で県別（支店別）に展開             |
| ②みらい市              | －（みんなの市）みらい会会員相互の商売の場作り             |
| ③みらい情報             | －（みんなの知恵）いつでも、どこでも、何でもわかり手配できる      |
| <b>3. 進化活動</b>     | <b>－進化（生産性向上）への取組み</b>              |
| ①人作り               | －（みらいアカデミー）業界プロの人材育成（資格、基本、商材）      |
| ②しくみ作り             | －（みらいプラン）商流－一貫化、物流－共同化、情報－共有化       |
| ③しかけ作り             | －（みらいステージ）5S、見える化、チーム活動で品質向上        |

その結果、連結ベースの売上高は117,729百万円（前連結会計年度比△4.8%）、売上総利益は11,069百万円（同△1.8%）となりました。販売費及び一般管理費は9,667百万円（同+2.2%）で営業利益は1,401百万円（同△22.4%）となり、経常利益は1,639百万円（同△20.8%）となりました。

特別損益は、投資有価証券売却益等を特別利益に計上し、その結果、当期純利益は1,409百万円（同△25.0%）となりました。

部門別の状況は以下の通りです。

#### 【管材類】

上半期は金属管材は工場・プラント系の設備投資の落ち込みにより、樹脂管材は消費税増税後の反動による住宅市場の落ち込みにより共に減少致しました。下半期は建築設備は価格競争と職人不足による工期遅延など厳しい環境下、新築住宅着工数が大幅に減少致しました。その中で当社グループと致しましては、**市況対応、在庫アイテムの充実、商材の拡大**に注力致しました。

| 主要な商品  | 市場動向                                                                                                              | 当社の対応                                                                                                             |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| パイプ    | <ul style="list-style-type: none"> <li>中国需要減退から素材価格は軟調</li> <li>病院、学校、防災投資増加で需要増加</li> <li>戸建住宅は樹脂化</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>市況価格対応の仕入と販売</li> <li>ルート販売におけるシェア拡大</li> <li>鋼管類の加工対応</li> </ul>          |
| 継手     | <ul style="list-style-type: none"> <li>金属系は競争が激しく価格下落</li> <li>防災設備向け継手は安定需要</li> <li>ステンレス採用物件が増加傾向</li> </ul>   | <ul style="list-style-type: none"> <li>在庫拡充による即納体制の充実</li> <li>扱いメーカーの拡大</li> <li>特需部門での販売</li> </ul>             |
| バルブ    | <ul style="list-style-type: none"> <li>設備系は流通の競争で市況下落</li> <li>プラント系は荷動低調</li> <li>円安・素材高に伴いメーカー値上げ</li> </ul>    | <ul style="list-style-type: none"> <li>市況価格対応の販売体制</li> <li>在庫の調整、充実</li> <li>自動弁の組立て機能の活用</li> </ul>             |
| 化成品    | <ul style="list-style-type: none"> <li>戸建住宅市場着工数が大幅に減少</li> <li>消費税の影響により前期は反動減</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>在庫充実、ルート販売でのシェア拡大</li> <li>扱いメーカーの拡大</li> <li>戸建向け樹脂管のプレ加工の充実</li> </ul>   |
| 土木・その他 | <ul style="list-style-type: none"> <li>耐震化・老朽管更新で公共投資増加</li> <li>職人不足で着工遅延</li> <li>ポリエチレン・GX管の採用エリア拡大</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>地方支店を中心に販売エリア拡張</li> <li>エリアごとの給水材料取扱い</li> <li>樹脂化対応へ向け即納体制の構築</li> </ul> |

以上の結果、当部門全体の売上高は**37,675百万円（同△6.8%）**となりました。

#### 【衛生陶器・金具類】

上半期は消費税増税後の反動もあり前年実績をやや下回りました。下半期も消費マインドがなかなか回復しない状況が続き、受注状況も回復せず、前年実績を下回りました。その中で当社グループと致しましては、**リフォームへの対応強化の為、メーカーのショールームを活用した潜在需要の獲得、さらに非住宅分野では、高齢者住宅などの受注に注力致しました。**

| 主要な商品    | 市場動向                                                                                                            | 当社の対応                                                                                                                        |
|----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| トイレ・水栓金具 | <ul style="list-style-type: none"> <li>リフォーム、新築分野共に低迷</li> <li>高齢者住宅などがやや好調</li> <li>非住宅物件では、公共施設が堅調</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>ショールーム商談会による受注活動の強化</li> <li>エリア別、重点販売店との受注推進</li> <li>在庫機能を生かした商品供給</li> </ul>       |
| 洗面・浴室設備  | <ul style="list-style-type: none"> <li>高級商品を中心に堅調に推移</li> <li>アパート等の集合物件が堅調</li> <li>新商品発売により市場は活性化</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>ショールームイベントでグレードアップ商品拡販</li> <li>各メーカーのショールームを活用した受注活動の強化</li> <li>自社施工体制強化</li> </ul> |

以上の結果、当部門全体の売上高は**34,392百万円（同△6.9%）**となりました。

### 【住宅設備機器類】

給湯器分野は新築・取替需要共に消費税増税後の影響があり、ガス・石油給湯器とも減少しましたが、高効率給湯器に至っては伸長し、エコキュートの需要も回復致しました。キッチン分野は年度初めに一部メーカーの出荷停止の影響も有り、減少致しました。その中で当社グループと致しましては、給湯器は在庫機能を生かした商品供給、キッチンはショールーム商談会を活用した受注活動に注力致しました。

| 主要な商品  | 市場動向                                                                                                                        | 当社の対応                                                                                                                       |
|--------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 給湯機器   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス機器は省エネ、高効率給湯器伸長</li> <li>・石油機器は燃料価格高騰により減速</li> <li>・太陽熱温水器も伸長</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ、高効率給湯器の全国取組み推進</li> <li>・ガス、石油、電気などの複合型の提案</li> <li>・主力メーカーと地域ごとの取組み</li> </ul> |
| キッチン設備 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ショールームイベントでPR</li> <li>・戸建・マンションは新築及びリフォームとも好調</li> <li>・各社新機能、新デザインで活性化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ショールーム商談会による受注活動の強化</li> <li>・設備商品のトータル受注の推進</li> <li>・住宅総合商社としての取組みの強化</li> </ul>  |

以上の結果、当部門全体の売上高は19,612百万円(同△6.8%)となりました。

### 【空調機器、ポンプ】

空調機器は第1四半期は消費税増税後の反動により大幅減少し、特に量販ルートでのルームエアコンが大きく落ち込みました。下半期は暖房機機能が評価され、高機能機に対する価値観の高まりから単価は上がったものの出荷台数は減少致しました。換気扇は新築需要の減少とほぼ連動した動きとなり下半期は前年を下回りました。汎用ポンプは前年並みでしたが、家庭用ポンプは順調だった昨年と比較し減少致しました。その中で当社グループと致しましては、「エコ＝省エネ」の訴求、販売店・工事店への提案の強化、仕入先との接点強化に注力致しました。また、連結子会社である若松物産株式会社が、得意とする業務用空調機器の拡販に寄与することができました。

| 主要な商品   | 市場動向                                                                                                                       | 当社の対応                                                                                                                       |
|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 空調・換気機器 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・高機能＝高機能機ゾーンの拡大</li> <li>・業務用は個別分散化、モジュール化拡大</li> <li>・更新需要が更に拡大</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ機の拡大、ボリュームゾーンへの対応</li> <li>・仕入先との情報共有、共同ワーク</li> <li>・全熱交換機、空気清浄機等の提案</li> </ul> |
| ポンプ・水槽  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・消火設備は公共関連を中心に拡大</li> <li>・産業用は更新需要で堅調に推移</li> <li>・トップランナーモーター基準の採用</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域接点強化、物件情報早期収集</li> <li>・農水、産機、土木関連の取組み</li> <li>・家庭用ポンプの販売シェア拡大</li> </ul>        |
| エネルギー関連 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ、蓄エネ、創エネ需要に伴う製品化</li> <li>・太陽光発電は産業用が拡大</li> <li>・蓄電池、HEMSは創・蓄連携で製品化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・省エネ、蓄エネ、創エネ商材の拡販</li> <li>・産業用太陽光システムの拡販</li> <li>・HEMS、蓄電池、デジタル家電の提案</li> </ul>    |

以上の結果、当部門全体の売上高は24,941百万円(同+2.1%)となりました。

## ② 設備投資の状況

イ. 当連結会計年度に実施いたしました当社グループの設備投資の総額は474百万円であり、主なものは次の通りであります。

| 設 備 名      | 内 容             | 所 在 地  | 投 資 額  |
|------------|-----------------|--------|--------|
| 子会社大明工機㈱本社 | 土地及び建物購入並びに内装工事 | 埼玉県川口市 | 258百万円 |
| 三 重 営 業 所  | 土地及び建物購入        | 三重県津市  | 40百万円  |
| 東雲配送センター   | 倉庫工事            | 東京都江東区 | 24百万円  |

ロ. 当連結会計年度に実施した主な固定資産の売却は、次の通りであります。

| 設 備 名      | 内 容      | 所 在 地   | 売 却 額  |
|------------|----------|---------|--------|
| 府 中 ビ ル    | 土地及び建物売却 | 東京都府中市  | 238百万円 |
| 子会社大明工機㈱ビル | 土地及び建物売却 | 東京都江東区  | 208百万円 |
| 加 古 川 社 宅  | 土地及び建物売却 | 兵庫県加古川市 | 18百万円  |

## ③ 資金調達の状況

当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入極度額100億円のコミットメントライン契約を主幹事の株式会社三井住友銀行と締結しており、当連結会計年度において当該契約に基づく借入実行は行っておりません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

(企業集団の財産及び損益の状況)

| 区 分            | 第75期<br>(平成23.4.1~<br>平成24.3.31) | 第76期<br>(平成24.4.1~<br>平成25.3.31) | 第77期<br>(平成25.4.1~<br>平成26.3.31) | 第78期(当期)<br>(平成26.4.1~<br>平成27.3.31) |
|----------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|--------------------------------------|
| 売 上 高(百万円)     | 109,402                          | 110,235                          | 123,674                          | 117,729                              |
| 経 常 利 益(百万円)   | 1,684                            | 1,527                            | 2,071                            | 1,639                                |
| 当 期 純 利 益(百万円) | 931                              | 858                              | 1,878                            | 1,409                                |
| 1株当たり当期純利益 (円) | 97.47                            | 91.74                            | 202.90                           | 151.94                               |
| 純 資 産 (百万円)    | 10,804                           | 11,830                           | 13,805                           | 15,287                               |
| 総 資 産 (百万円)    | 48,231                           | 49,294                           | 57,514                           | 53,935                               |
| 1株当たり純資産額 (円)  | 1,154.33                         | 1,263.42                         | 1,490.18                         | 1,647.03                             |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。
2. 第75期において、平成23年10月1日付で普通株式1株につき1.1株の割合で株式分割を行っております。当該株式分割については、第75期の期首に株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況  
(重要な子会社の状況)

| 会社名      | 資本金   | 当社の議決権比率 | 主要な事業内容     |
|----------|-------|----------|-------------|
| 大明工機株式会社 | 30百万円 | 100%     | 管工機材の販売     |
| 若松物産株式会社 | 10百万円 | 100%     | 空調設備の販売及び施工 |

(4) 対処すべき課題

当社グループの属する建設業界は、建設投資全体では、若干の減少（前年比△1.9%）が見込まれるものの、当社グループの中心となる民間住宅投資（同+3.7%）及び、民間非住宅投資（同+1.8%）には、回復基調が見込まれております。

そのような環境下、当社グループと致しましては、「環境・エネルギー」「中古住宅流通・リフォーム」「健康・快適」「安全・安心」「地域活性化」「グローバル化」「IT技術の活用」といった「7つの分野」を中心に、今後とも積極的に取組んでまいりたいと考えております。

また、増分活動として「3つのトータル」「3つのチームワーク」「3つの新規」に具体的に取組んでまいります。

(5) 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

管工機材及び住宅設備機器の販売

(6) 主要な営業所及び工場（平成27年3月31日現在）

① 当社の主要な営業所

| 名 称       | 所 在 地         | 名 称       | 所 在 地       |
|-----------|---------------|-----------|-------------|
| 本 社       | 東京都中央区日本橋小伝馬町 | 千 葉 支 店   | 千葉県白井市富士    |
| 東京配送センター  | 東京都江東区東雲      | 静岡東支店     | 静岡県沼津市西間門   |
| 北海道支店     | 北海道札幌市白石区     | 静岡西支店     | 静岡県浜松市東区    |
| 青 森 支 店   | 青森県青森市問屋町     | 中 部 支 店   | 愛知県名古屋市中区   |
| 北 東 北 支 店 | 岩手県紫波郡矢巾町     | 岐 阜 支 店   | 岐阜県羽島郡岐南町   |
| 東 北 支 店   | 宮城県仙台市若林区     | 新 潟 支 店   | 新潟県新潟市東区    |
| 山 形 営 業 所 | 山形県山形市東山形     | 北 陸 支 店   | 石川県金沢市二宮町   |
| 福 島 支 店   | 福島県郡山市道場      | 関 西 支 店   | 大阪府大阪市西区    |
| 埼 玉 支 店   | 埼玉県久喜市六万部     | 関西配送センター  | 大阪府大阪市大正区   |
| 栃 木 支 店   | 栃木県宇都宮市下栗     | 京 滋 営 業 所 | 京都府久世郡久御山町  |
| 群 馬 支 店   | 群馬県佐波郡玉村町     | 中 国 支 店   | 岡山県岡山市北区    |
| 多 摩 支 店   | 東京都立川市砂川町     | 山 陰 営 業 所 | 島根県出雲市今市町   |
| 山 梨 支 店   | 山梨県中巨摩郡昭和町    | 広 島 営 業 所 | 広島県広島市西区    |
| 長 野 支 店   | 長野県長野市南高田     | 四 国 支 店   | 香川県高松市香西本町  |
| 神 奈 川 支 店 | 神奈川県横浜市中央区    | 九 州 支 店   | 福岡県福岡市東区    |
| 相 模 原 支 店 | 神奈川県相模原市中央区   | 南九州営業所    | 鹿児島県鹿児島市錦江町 |
| 茨 城 支 店   | 茨城県土浦市大岩田     | 沖 縄 営 業 所 | 沖縄県那覇市古島    |

② 子会社

|                 |     |           |
|-----------------|-----|-----------|
| 大 明 工 機 株 式 会 社 | 本 社 | 埼玉県川口市川口  |
| 若 松 物 産 株 式 会 社 | 本 社 | 愛知県名古屋市中区 |

(7) 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数     | 前連結会計年度末比増減 |
|-------------|-------------|
| 768 (119) 名 | 39 (△11) 名  |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数     | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|-------------|-----------|---------|-------------|
| 694 (108) 名 | 34 (△6) 名 | 37.4歳   | 10.8年       |

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (平成27年3月31日現在)

| 借入先           | 借入額      |
|---------------|----------|
| 株式会社三井住友銀行    | 2,177百万円 |
| 株式会社みずほ銀行     | 1,450    |
| 株式会社三菱東京UFJ銀行 | 1,330    |
| 三井住友信託銀行株式会社  | 480      |
| 株式会社商工組合中央金庫  | 401      |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

(1) 会社の株式に関する事項 (平成27年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 35,000,000株
- ② 発行済株式の総数 9,678,660株
- ③ 株主数 2,692名
- ④ 大株主 (上位11名)

| 株主名        | 持株数        | 持株比率   |
|------------|------------|--------|
| 有限会社ハット企画  | 2,610,080株 | 27.88% |
| 橋本総業従業員持株会 | 612,062    | 6.54   |
| 橋本政昭       | 536,027    | 5.73   |
| 橋本総業取引先持株会 | 429,370    | 4.59   |
| 株式会社三井住友銀行 | 247,500    | 2.64   |
| 日本生命保険相互会社 | 220,000    | 2.35   |
| 橋本総業得意先持株会 | 128,500    | 1.37   |
| 阪田貞一       | 114,020    | 1.22   |
| TOTO株式会社   | 110,000    | 1.17   |
| 第一生命保険株式会社 | 99,000     | 1.06   |
| 住友生命保険相互会社 | 99,000     | 1.06   |

- (注) 1. 上記のほか、自己株式が397,108株ありますが、上記大株主より除いております。  
なお、自己株式数には平成27年3月31日現在、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する80,530株を含めております。
2. 持株比率は自己株式(316,578株)を控除して計算しております。

## (2) 会社の新株予約権等に関する事項

- ① 当事業年度の末日において当社役員が保有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

| 名称                     | 第3回新株予約権                                                                                                                                                       |
|------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 新株予約権の数                | 62個                                                                                                                                                            |
| 保有人数                   |                                                                                                                                                                |
| 当社取締役<br>(社外取締役を除く)    | 5名                                                                                                                                                             |
| 当社社外取締役                | 2名                                                                                                                                                             |
| 当社監査役<br>(社外監査役を除く)    | 1名                                                                                                                                                             |
| 当社社外監査役                | 3名                                                                                                                                                             |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数    | 当社普通株式<br>6,200株                                                                                                                                               |
| 新株予約権の発行価額             | 1個当たり146,300円                                                                                                                                                  |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 | 1個当たり100円<br>(1株当たり1円)                                                                                                                                         |
| 新株予約権の行使期間             | 平成26年9月9日から<br>平成56年9月8日まで                                                                                                                                     |
| 新株予約権の主な行使条件           | (1) 新株予約権者は、当社の取締役及び監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日以降、新株予約権を行使することができる。<br><br>(2) 上記(1)は、新株予約権を相続により承継した者については適用しない。<br><br>(3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合、当該新株予約権を行使することができない。 |

(注) 平成27年3月31日現在において交付時より新株予約権の数が139個減少しておりますが、減少の理由は以下のとおりであります。

- ・ 退任による減少分139個

- ② 当事業年度中に当社使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員 の 状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成27年3月31日現在）

| 地 位       | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                       |
|-----------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長   | 橋 本 政 昭   |                                                                                                                                    |
| 代表取締役副社長  | 阪 田 貞 一   |                                                                                                                                    |
| 取締役専務執行役員 | 鈴 木 了     | 営業管掌、特需グループ長兼務                                                                                                                     |
| 取締役常務執行役員 | 田 所 浩 行   | 販 売 本 部 長                                                                                                                          |
| 取締役常務執行役員 | 伊 藤 光 太 郎 | 管 理 本 部 長                                                                                                                          |
| 取 締 役     | 宇 野 輝     | 京都大学経済学研究科・経済学部特任教授、株式会社三社電機製作所社外取締役                                                                                               |
| 取 締 役     | 松 永 和 夫   | 一橋大学大学院国際企業戦略研究科特任教授<br>住友商事株式会社社外取締役<br>高砂熱学工業株式会社社外取締役<br>名古屋大学客員教授<br>損害保険ジャパン日本興亜損保株式会社顧問<br>ソニー株式会社社外取締役<br>一般財団法人中東協力センター理事長 |
| 常 勤 監 査 役 | 森 口 昭 治   |                                                                                                                                    |
| 監 査 役     | 山 田 幸 一   |                                                                                                                                    |
| 監 査 役     | 中 村 中     | 株式会社ファイニンビット代表取締役                                                                                                                  |
| 監 査 役     | 吾 妻 裕     | 吾妻裕公認会計士事務所                                                                                                                        |

- (注) 1. 取締役宇野 輝氏及び取締役松永和夫氏は、社外取締役であります。
2. 常勤監査役森口昭治氏、監査役中村 中氏及び監査役吾妻 裕氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役森口昭治氏、監査役山田幸一氏、監査役中村 中氏及び監査役吾妻 裕氏は、以下の通り、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
- ・常勤監査役森口昭治氏は、30年に亘り銀行業に勤務し、決算業務等に携わってきた経験があります。
  - ・監査役山田幸一氏は、12年に亘り取締役を歴任し、退任後は取引先の支援、再生の為の指導を行うなど企業運営及び財務面の知識を十分に有しております。
  - ・監査役中村 中氏は、28年に亘り銀行業に勤務し、決算業務等に携わってきた経験があります。また、中小企業診断士の資格を有しております。
  - ・監査役吾妻 裕氏は、29年に亘り監査法人に勤務し、監査業務に携わってきた経験があります。また、公認会計士の資格を有しております。
4. 平成26年9月30日付で取締役の地位を以下のとおり変更しております。
- ・取締役小林 浩氏は取締役を辞任し常務執行役員に就任致しました。
5. 当社は、社外取締役宇野 輝氏及び社外監査役吾妻 裕氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

| 区 分          | 支給人員       | 支給額           |
|--------------|------------|---------------|
| 取(うち社) 締外取締役 | 15名<br>(3) | 139百万円<br>(7) |
| 監(うち社) 査外監査役 | 4<br>(3)   | 16<br>(13)    |
| 合 計          | 19         | 156           |

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の第59回定時株主総会において年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、平成8年6月27日開催の第59回定時株主総会において年額300百万円以内と決議いただいております。  
 4. 上記のほか、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を、平成24年6月28日開催の第75回定時株主総会において、取締役については年額300百万円(うち社外取締役は300百万円)以内、監査役については年額300百万円(うち社外監査役は240百万円)以内と決議いただいております。  
 5. 当事業年度末現在の取締役は7名(うち社外取締役は2名)、監査役は4名(社外監査役は3名)であります。上記の取締役の員数と相違しておりますのは、平成26年6月26日開催の第77回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役7名と平成26年9月30日をもって退任した取締役1名が含まれているためであります。

## ③ 社外役員に関する事項

- イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当該他の法人等との関係
- 取締役宇野 輝氏は、京都大学経済学研究科・経済学部の特任教授及び株式会社三社電機製作所の社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - 取締役松永和夫氏は、一橋大学大学院国際企業戦略研究科の特任教授、住友商事株式会社の社外取締役、高砂熱学工業株式会社の社外取締役、名古屋大学の客員教授、損害保険ジャパン日本興亜損保株式会社の顧問、ソニー株式会社の社外取締役及び一般財団法人中東協力センター理事長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - 監査役中村 中氏は、株式会社ファインビットの代表取締役であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。
  - 監査役吾妻 裕氏は、吾妻裕公認会計士事務所の所長であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

- ロ. 当事業年度における主な活動状況  
 ・取締役会及び監査役会への出席状況

〈 取締役会出席状況 〉 (15回開催)

|               | 主 　　な 　　活 　　動 　　内 　　容                                                                                          |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 宇 野 輝   | 当事業年度に開催された取締役会全15回中13回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                                              |
| 取 締 役 松 永 和 夫 | 当事業年度の6月26日に開催された第77回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なります。なお、同氏は就任後に開催された取締役会13回中10回出席し、議案審議等に適宜発言を行っております。 |
| 監 査 役 森 口 昭 治 | 当事業年度に開催された取締役会全15回中14回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                                              |
| 監 査 役 中 村 中   | 当事業年度に開催された取締役会全15回中13回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                                              |
| 監 査 役 吾 妻 裕   | 当事業年度に開催された取締役会全15回中14回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。                                                              |

〈 監査役会出席状況 〉 (12回開催)

|               | 主 　　な 　　活 　　動 　　内 　　容                             |
|---------------|---------------------------------------------------|
| 監 査 役 森 口 昭 治 | 当事業年度に開催された監査役会全12回中12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 中 村 中   | 当事業年度に開催された監査役会全12回中12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 監 査 役 吾 妻 裕   | 当事業年度に開催された監査役会全12回中12回出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

|                                                                       | 支 払 額 |
|-----------------------------------------------------------------------|-------|
| 当 事 業 年 度 に 係 る 会 計 監 査 人 の 報 酬 等 の 額                                 | 45百万円 |
| 当 社 及 び 子 会 社 が 会 計 監 査 人 に 支 払 う べ き 金 銭 そ の 他 の 財 産 上 の 利 益 の 合 計 額 | 45百万円 |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的に区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得たうえで、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることと致します。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任致します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告致します。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には事業年度中における方針を記載しております。

#### ④ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

#### (5) 業務の適正を確保するための体制

当社は、適正な業務執行のための体制を整備し、運用していくことが重要な経営の責務であると認識し、以下の内部統制システムを構築しております。

#### ① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 業務執行部門から独立した内部監査部門を設置し、社内各部門に対する定期的監査を実施し、不正の発覚、防止と業務改善に努める。
- ロ. 管理本部長を委員長とし、弁護士など外部専門家を委員に加えた「コンプライアンス委員会」を設置し、取締役及び使用人が法令、企業倫理、社内規程の遵守の観点から適切な日常活動を取り続けるよう、当社グループ全体のコンプライアンスを統括する。
- ハ. コンプライアンスに関する相談窓口として社内・社外の窓口を備えた内部通報制度を設け、違法、不当と考えられる行為を発見した場合に直ちに相談できる体制を構築する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 業務の運営に対して、情報を保存、管理に関する社内規程を有しており、取締役の職務執行に関しても当該社内規程に基づいて処理を行う。
- ロ. 取締役会議事録、稟議書、各種契約書、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書の保存については、文書保存基準にて情報の保存、管理を行う体制としている。
- ハ. 各規程類は管理担当部門（総務部）が審査、保管する体制とし、必要に応じて改廃を行う。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 損失の危険に関しては各業務ごとに規程を定め適正な運用をする体制とする。特に業務、与信、資金の管理は以下の通り行う体制とする。

(7) 業務管理

- ・ 監査部は業務執行部門とは独立した部門として、社内各部門の業務遂行状況を定期的に監査し、結果を社長に報告するとともに改善を促進する体制を図る。
- ・ また、エコステージを通じて品質管理の観点からも各部門の業務遂行状況を定期的にチェックする体制とする。

(4) 与信管理

- ・ 得意先の与信枠、取引条件は営業部支店からの申請に基づき、総務部でリスク度をチェックし、最終的には稟議書にて決定する。
- ・ 売上債権管理は総務部が統括し、社外情報も勘案し、社内ルールに基づいて日々の総債権の管理を行い、全社一元管理体制を図る。

(6) 資金管理

- ・ 売掛金、買掛金管理は経理部が集中管理し、当社経理データと得意先、仕入先データの突合等を通じて正確な処理を行う。
- ・ 一定額以上の経費、投資が発生する案件の決裁は全て管理本部長、営業本部長を経ることとし、起案部門とは異なる本部によるチェックを実施する。
- ・ 経理部の処理は別途に財務部が会計的、税務的なチェックを行い、必要に応じて監査法人や税理士のチェックを受ける体制とする。

- ロ. また、日々の業務の中で新たに発見されたリスクについては、管理本部へ報告を行う体制とする。また、管理本部長を委員長とするリスク委員会を設置し、その内容を取締役に報告することで、全社的な対応策を水平展開する。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役会は経営方針や経営戦略の決定を行う機関とする。更に取締役会の決定に基づき、各エリアの統括責任者であるエリア長と本部スタッフで構成される執行役員会議を1回/月開催し、進捗状況を確認する。
  - ロ. 具体的な業務執行の報告及び方針の伝達徹底手段として、部支店長以上で構成される予算会議を1回/月開催する。
  - ハ. 常務取締役以上で構成される経営会議において、必要に応じて経営の重要事項についての審議を行う。
- ⑤ 会社ならびに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社の連結子会社2社については、いずれも当社の取締役又は執行役員がその会社の取締役に就任しており、取締役会の出席等により業務推進状況を確認する。
  - ロ. 当社取締役会において、業務実績の報告及び計画の承認を行う。
  - ハ. 親会社の監査部は、定期的の子会社の監査を行う。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 監査役監査規程において監査業務の分担を定めることができ、また取締役に対して職務を補助すべき使用人を置くことを求められる体制とする。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 監査役を補助すべき使用人を求められた場合、取締役からの指揮命令を受けない。
- ⑧ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 監査役は監査役会規程に基づき、監査役会に会計監査人、取締役もしくはその他の者から報告を受けることができる体制とする。
  - ロ. 監査役は監査役監査規程に基づき、取締役会その他重要な会議に出席し、各案件の報告を受け、また意見を述べるができる体制とする。
  - ハ. 管理本部長と財務部長は監査役に対し、取締役会議事内容を説明の上、取締役会での討議を行う体制とする。
- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役全員が取締役会ほか重要な会議に常時出席し、取締役の職務執行に対して厳格な監査を行い、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役にその説明を求めることとする。
  - ロ. 監査役は、当社の会計監査人から会計監査内容について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図ることとする。

#### ⑩ 反社会的勢力排除に向けた基本的な体制

当社グループは、反社会的勢力に対して、一切の関わりをもたず毅然とした態度で臨み、不当、不正な要求には屈することなく応じないことを基本方針とする。

総務部を反社会的勢力の対応部署とし、社団法人警視庁特殊暴力防止対策連合会（特防連）へ加入し、講習会をはじめ情報交換会等で情報を収集し、平素から所轄の警察署、暴力追放運動推進センター及び弁護士等と連携を密にして迅速的確な行動がとれる体制とする。

(注) 上記には事業年度中の体制を記載しておりますが、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第6号）が平成27年5月1日に施行されることに伴い、平成27年5月14日開催の当社取締役会の決議により内容を一部改訂しております。なお、改定内容は当社グループの業務の適正を確保するための体制及び監査に関する体制について当社グループの現状に則した見直し及び法令の改正に合わせて具体的かつ明確な表現への変更をしたものであります。

#### (6) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質の強化と積極的な事業展開に必要な内部留保の充実を勘案し、安定した配当政策を実施することを基本方針としています。今後も中長期的な視点にたつて、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当事業年度の期末配当につきましては、1株当たり15円とさせていただきます。すでに平成26年12月8日に実施済みの中間配当金1株当たり15円とあわせまして、年間配当金は1株当たり30円となります。

#### (7) 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目         | 金 額    | 科 目             | 金 額    |
|-------------|--------|-----------------|--------|
| ( 資 産 の 部 ) |        | ( 負 債 の 部 )     |        |
| 流 動 資 産     | 34,110 | 流 動 負 債         | 32,061 |
| 現金及び預金      | 1,981  | 支払手形及び買掛金       | 16,904 |
| 受取手形及び売掛金   | 21,880 | 電子記録債務          | 8,462  |
| 電子記録債権      | 1,721  | 短期借入金           | 2,480  |
| 商 品         | 6,168  | 一年内返済予定の長期借入金   | 2,216  |
| 未成工事支出金     | 583    | 未払法人税等          | 367    |
| 繰延税金資産      | 205    | 未成工事受入金         | 606    |
| その他         | 1,610  | 預り金             | 74     |
| 貸倒引当金       | △40    | 賞与引当金           | 237    |
| 固 定 資 産     | 19,824 | その他             | 712    |
| 有 形 固 定 資 産 | 9,801  | 固 定 負 債         | 6,587  |
| 建物及び構築物     | 2,376  | 長期借入金           | 3,486  |
| 機械装置及び運搬具   | 66     | 繰延税金負債          | 1,640  |
| 土地          | 7,148  | 再評価に係る繰延税金負債    | 334    |
| その他         | 210    | 役員退職慰労引当金       | 48     |
| 無 形 固 定 資 産 | 400    | 退職給付に係る負債       | 119    |
| 投資その他の資産    | 9,622  | 預り保証金           | 715    |
| 投資有価証券      | 5,287  | その他             | 243    |
| 長期貸付金       | 501    | 負 債 合 計         | 38,648 |
| 破産更生債権等     | 50     | ( 純 資 産 の 部 )   |        |
| 保険積立金       | 3,455  | 株 主 資 本         | 14,019 |
| 敷金及び保証金     | 345    | 資 本 金           | 542    |
| その他         | 171    | 資 本 剰 余 金       | 436    |
| 貸倒引当金       | △189   | 利 益 剰 余 金       | 13,417 |
| 資 産 合 計     | 53,935 | 自 己 株 式         | △377   |
|             |        | その他の包括利益累計額     | 1,250  |
|             |        | その他有価証券評価差額金    | 997    |
|             |        | 土地再評価差額金        | 298    |
|             |        | 退職給付に係る調整累計額    | △44    |
|             |        | 新株予約権           | 17     |
|             |        | 純 資 産 合 計       | 15,287 |
|             |        | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 53,935 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科            | 目       | 金額      |
|--------------|---------|---------|
| 売上           | 高価      | 117,729 |
| 売上           | 原価      | 106,660 |
| 売上           | 総利益     | 11,069  |
| 販売費及び一般管理費   |         | 9,667   |
| 営業           | 業利益     | 1,401   |
| 営業           | 外収益     | 1,113   |
| 受取           | 取利息     | 85      |
| 受取           | 配当金     | 76      |
| 仕入           | 割引      | 594     |
| 賃貸           | 収入      | 259     |
| その他          |         | 98      |
| 営業           | 外費用     | 875     |
| 支払           | 払利息     | 96      |
| 手形           | 売却損     | 57      |
| 売上           | 割引      | 403     |
| 賃貸           | 費用      | 121     |
| 営業           | 外手数料    | 109     |
| その他          |         | 87      |
| 経常           | 利益      | 1,639   |
| 特別           | 利益      | 472     |
| 投資           | 有価証券売却益 | 468     |
| 固定           | 資産売却益   | 4       |
| 特別           | 損失      | 15      |
| 固定           | 資産除却損   | 11      |
| 固定           | 資産売却損   | 1       |
| その他          |         | 3       |
| 税金等調整前       | 当期純利益   | 2,096   |
| 法人税、住民税及び事業税 |         | 763     |
| 法人税等調整額      |         | △75     |
| 少数株主損益調整前    | 当期純利益   | 1,409   |
| 当期           | 純利益     | 1,409   |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                                    | 株主資本 |       |        |      |        |
|------------------------------------|------|-------|--------|------|--------|
|                                    | 資本金  | 資本剰余金 | 利益剰余金  | 自己株式 | 株主資本合計 |
| 当 期 首 残 高                          | 542  | 435   | 12,128 | △393 | 12,713 |
| 会計方針の変更による累積的影響額                   |      |       | 185    |      | 185    |
| 会計方針の変更を反映した当 期 首 残 高              | 542  | 435   | 12,314 | △393 | 12,898 |
| 当 期 変 動 額                          |      |       |        |      |        |
| 剰 余 金 の 配 当                        |      |       | △305   |      | △305   |
| 当 期 純 利 益                          |      |       | 1,409  |      | 1,409  |
| 自 己 株 式 の 取 得                      |      |       |        | △0   | △0     |
| 自 己 株 式 の 処 分                      |      | 0     |        | 16   | 17     |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額) |      |       |        |      |        |
| 当 期 変 動 額 合 計                      | －    | 0     | 1,103  | 16   | 1,120  |
| 当 期 末 残 高                          | 542  | 436   | 13,417 | △377 | 14,019 |

|                                    | その他の包括利益累計額  |          |              |               | 新株予約権 | 純資産合計  |
|------------------------------------|--------------|----------|--------------|---------------|-------|--------|
|                                    | その他有価証券評価差額金 | 土地再評価差額金 | 退職給付に係る調整累計額 | その他の包括利益累計額合計 |       |        |
| 当 期 首 残 高                          | 873          | 263      | △65          | 1,071         | 19    | 13,805 |
| 会計方針の変更による累積的影響額                   |              |          |              |               |       | 185    |
| 会計方針の変更を反映した当 期 首 残 高              | 873          | 263      | △65          | 1,071         | 19    | 13,990 |
| 当 期 変 動 額                          |              |          |              |               |       |        |
| 剰 余 金 の 配 当                        |              |          |              |               |       | △305   |
| 当 期 純 利 益                          |              |          |              |               |       | 1,409  |
| 自 己 株 式 の 取 得                      |              |          |              |               |       | △0     |
| 自 己 株 式 の 処 分                      |              |          |              |               |       | 17     |
| 株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額 (純額) | 123          | 34       | 20           | 178           | △2    | 175    |
| 当 期 変 動 額 合 計                      | 123          | 34       | 20           | 178           | △2    | 1,296  |
| 当 期 末 残 高                          | 997          | 298      | △44          | 1,250         | 17    | 15,287 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結の範囲に関する事項

##### ① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 2社
- ・連結子会社の名称 大明工機株式会社、若松物産株式会社

##### ② 非連結子会社の状況

- ・非連結子会社の名称 株式会社リード・エンジニアリング
- ・連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、小規模であり、総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等は、連結計算書類に重要な影響を及ぼさないため、連結の範囲から除外しております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法を適用しない非連結子会社の名称 株式会社リード・エンジニアリング
- ・持分法を適用しない理由

持分法を適用していない会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であるため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度末日は、連結決算日と一致しております。

#### (4) 会計処理基準に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### イ. 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法(定額法)

###### その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

###### ロ. デリバティブ

時価法

###### ハ. たな卸資産

商品……………主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

未成工事支出金……………個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

## ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

### イ. 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）は定額法、但し連結子会社は定率法（平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）によっております。

その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 3年～50年

機械装置及び運搬具 4年～17年

### ロ. 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

### ハ. 長期前払費用

定額法によっております。

## ③ 重要な引当金の計上基準

### イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

### ロ. 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づく当連結会計年度負担額を計上しております。

### ハ. 役員退職慰労金引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、連結子会社は、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

## ④ 退職給付に係る会計処理の方法

### イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

### ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理しております。

### ハ. 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

## (会計方針の変更)

### (退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。)を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が288百万円減少し、利益剰余金が185百万円増加しております。

なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益への影響は軽微であります。

## ⑤ 重要なヘッジ会計の方法

### イ. ヘッジ会計の方法

通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理を行っております。

### ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

|          |         |
|----------|---------|
| (ヘッジ手段)  | (ヘッジ対象) |
| 通貨スワップ取引 | 外貨建借入金  |

### ハ. ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引を行っております。

### ニ. ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジの有効性が高いと認められるため、有効性の評価を省略しております。

## ⑥ その他連結計算書類作成のための重要な事項

### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更

### (従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

当社は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 平成27年3月26日)を当連結会計年度より適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては、同実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による連結財務諸表への影響はありません。

### 3. 表示方法の変更

(連結貸借対照表関係)

- (1) 「未成工事支出金」の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、「流動資産」の「その他」(前連結会計年度537百万円)に含めて表示しておりましたが、金額的重要性を考慮して、当連結会計年度より、「未成工事支出金」(当連結会計年度583百万円)として表示しております。
- (2) 「未成工事受入金」の表示方法は、従来、連結貸借対照表上、「流動負債」の「その他」(前連結会計年度628百万円)に含めて表示しておりましたが、明瞭表示のため、当連結会計年度より、「未成工事受入金」(当連結会計年度606百万円)として表示しております。

### 4. 連結貸借対照表に関する注記

#### (1) 担保に供している資産

- ① 資産のうち次のとおり債務の担保に供しております。

なお、当該金額は、下記②の建物及び構築物、並びに土地を含んでおります。

|         |          |
|---------|----------|
| 建物及び構築物 | 402百万円   |
| 土 地     | 3,409百万円 |
| 計       | 3,811百万円 |

上記の資産は、長期借入金1,770百万円の担保に供しております。

- ② 取引上の債務に対する保証として次の資産を担保に供しております。

|         |          |
|---------|----------|
| 建物及び構築物 | 319百万円   |
| 土 地     | 2,763百万円 |
| 投資有価証券  | 178百万円   |
| 計       | 3,262百万円 |

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 3,036百万円

#### (3) 保証債務

従業員の住宅建設資金の借入金11百万円につき、株式会社三井住友銀行に債務保証を行っております。

#### (4) 受取手形割引高

|         |          |
|---------|----------|
| 受取手形    | 1,591百万円 |
| 営業外受取手形 | 396百万円   |

#### (5) 電子記録債権割引高

|              |          |
|--------------|----------|
| 電子記録債権割引高    | 1,526百万円 |
| 営業外電子記録債権割引高 | 400百万円   |

- (6) 手形債権流動化に伴う買戻義務額 2,444百万円

#### (7) 土地再評価

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める地価税計算のために公表された価額及び同条第5号に定める鑑定評価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額(益)

508百万円

### 5. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 9,678,660株   | 一株           | 一株           | 9,678,660株   |

#### (2) 剰余金の配当に関する事項

##### ① 配当金支払額等

イ. 平成26年5月9日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 166百万円
- ・1株当たり配当金額 18円00銭
- ・基準日 平成26年3月31日
- ・効力発生日 平成26年6月12日

(注) 株式給付信託の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式84,430株について、当社の自己株式とする会計処理を行っているため、普通株式に関する配当金の総額の計算より1百万円を除いております。

ロ. 平成26年10月29日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・配当金の総額 139百万円
- ・1株当たり配当金額 15円00銭
- ・基準日 平成26年9月30日
- ・効力発生日 平成26年12月8日

(注) 株式給付信託の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式81,330株について、当社の自己株式とする会計処理を行っているため、普通株式に関する配当金の総額の計算より1百万円を除いております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌連結会計年度になるもの

平成27年5月14日開催の取締役会において次のとおり決議いたしました。

|            |            |
|------------|------------|
| ・配当金の総額    | 139百万円     |
| ・1株当たり配当金額 | 15円00銭     |
| ・基準日       | 平成27年3月31日 |
| ・効力発生日     | 平成27年6月15日 |
| ・配当の原資     | 利益剰余金      |

(注) 株式給付信託の導入に伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)が所有する当社株式80,530株について、当社の自己株式とする会計処理を行っているため、普通株式に関する配当金の総額の計算より1百万円を除いております。

- (3) 新株予約権に関する事項

|             |         |
|-------------|---------|
| ・目的となる株式の種類 | 普通株式    |
| ・目的となる株式の数  | 17,250株 |
| ・新株予約権の残高   | 17百万円   |

## 6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に管材類、衛生陶器・金具類、住宅設備機器類、空調・ポンプの販売業務を行うため、銀行借入及びファクタリング等により資金調達をしております。

資金運用については、預金等の安全性の高い金融商品に限定しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、並びに電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。

また、当社グループでは、営業上重要性が高いと判断した特定の得意先に対して、長・短期の貸付を行っております。貸付先企業の中には、債務超過となっている企業、あるいは直近期において赤字を計上している企業があり、当社グループは今後も取引先への貸付について、慎重な信用調査により対応していく所存であります。一方、取引先の経営状態が想定以上に悪化した場合などに、債権回収が滞ることにより、当社グループの業績が影響を受ける可能性があります。

投資有価証券は、主に株式及び債券であり、満期保有目的及び事業推進目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク並びに金利、為替及び市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、並びに電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。借入金は、主に営業取引に係る資金調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引は、外貨建借入金の為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした通貨スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「会計処理基準に関する事項」に記載されている「重要なヘッジ会計の方法」をご覧ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程及び貸付金管理規程に従い、営業債権及び貸付金について、取引先ごとにエリア長が定期的にモニタリングするとともに、総務部にて期日及び残高の管理を行い、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債券は、格付の高い債券のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関のみと取引を行っております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財政状態等を把握し、満期保有目的の債券以外のものについては、保有状況を継続的に見直しております。

また、外貨建借入金の為替の変動リスクを抑制するために通貨スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引については、管理本部長の承認を得て経理部で執行管理しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、資金調達手段の多様化、複数の金融機関からのコミットメントラインの取得、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注）2.を参照）。

（単位：百万円）

|                                | 連結貸借対照表計上額   | 時 価    | 差 額 |
|--------------------------------|--------------|--------|-----|
| (1) 現金及び預金                     | 1,981        | 1,981  | －   |
| (2) 受取手形及び売掛金                  | 21,880       |        |     |
| (3) 電子記録債権<br>貸倒引当金（※）         | 1,721<br>△37 |        |     |
|                                | 23,564       | 23,564 | －   |
| (4) 短期貸付金<br>貸倒引当金（※）          | 832<br>△3    |        |     |
|                                | 829          | 829    | －   |
| (5) 有価証券及び投資有価証券<br>①満期保有目的の債券 | 301          | 314    | 12  |
| ②その他有価証券                       | 4,451        | 4,451  | －   |
| (6) 長期貸付金<br>貸倒引当金（※）          | 501<br>△111  |        |     |
|                                | 389          | 389    | －   |
| 資産計                            | 31,518       | 31,530 | 12  |
| (1) 支払手形及び買掛金                  | 16,904       | 16,904 | －   |
| (2) 電子記録債務                     | 8,462        | 8,462  | －   |
| (3) 短期借入金                      | 2,480        | 2,480  | －   |
| (4) 長期借入金                      | 5,702        | 5,670  | △31 |
| 負債計                            | 33,550       | 33,518 | △31 |
| デリバティブ取引                       | －            | －      | －   |

（※）受取手形及び売掛金、電子記録債権、短期貸付金、並びに長期貸付金については、貸倒実績率等により計上している貸倒引当金を控除しております。

（注）1. 金融商品の時価の算定方法及びに投資有価証券及びデリバティブ取引に関する事項  
資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 短期貸付金、(6) 長期貸付金

短期貸付金については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

長期貸付金の時価の算定については、新規貸付に適用される利率で割り引いた現在価値により算出しております。

貸倒懸念債権については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算出しているため、時価は当連結会計年度末における貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額をもって時価としております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格等、債券は取引金融機関から提示された価格等によっております。

### 負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2) 電子記録債務、(3) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額に近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額(\*)を同様の新規借入において適用される合理的に見積られる利率で割り引いて現在価値を算定しております。

(\*) 通貨スワップの振当処理の対象とされた長期借入金(下記「デリバティブ取引」参照)については、当該通貨スワップと一体として処理された元利金の合計額

### デリバティブ取引

通貨スワップの振当処理によるものは、主としてヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金等の時価に含めて記載しております。

(注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであります。

(単位: 百万円)

| 区分           | 連結貸借対照表計上額 |
|--------------|------------|
| ①非上場株式(※1)   | 634        |
| ②敷金及び保証金(※2) | 345        |
| ③預り保証金(※2)   | 715        |

(※1) 非上場株式については、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 敷金及び保証金、並びに預り保証金については、将来キャッシュ・フローを見積ることが出来ず、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

## 7. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループでは、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸用のオフィスビルや倉庫（土地を含む）を所有しております。平成27年3月期における下記賃貸等不動産に関する賃貸損益は147百万円（賃貸収入は営業外収益に、賃貸費用は営業外費用に計上）であります。

### (2) 賃貸等不動産時価等に関する事項

賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における主な変動並びに当連結会計年度末における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 連 結 貸 借 対 照 表 計 上 額 |            |            | 当連結会計年度末の時価 |
|---------------------|------------|------------|-------------|
| 当連結会計年度期首残高         | 当連結会計年度増減額 | 当連結会計年度末残高 |             |
| 3,780               | △382       | 3,398      | 2,761       |

- (注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。  
 2. 当連結会計年度増減額のうち、主な増加額は賃貸用オフィスビルの取得(95百万円)であり、主な減少額は賃貸用オフィスビルの売却(421百万円)によるものであります。  
 3. 当連結会計年度末の時価は、主として外部の不動産鑑定士による鑑定評価額であります。ただし、直近の評価時点から、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に重要な変動が生じていない場合には、当該評価額や指標を用いて調整した金額によっております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 1,647円03銭  
 (2) 1株当たり当期純利益 151円94銭

## 9. 重要な後発事象に関する注記

会社分割による持株会社体制への移行

当社は、平成27年5月14日の取締役会決議において、平成28年4月1日を効力発生日として、当社のグループの事業支配・管理事業及び不動産管理事業を除く一切の事業を、平成27年4月24日に設立した当社の100%子会社である橋本総業分割準備株式会社(平成28年4月1日に「橋本総業株式会社」に商号変更予定)に吸収分割の方法により承継し、純粋持株会社に移行することを決議し、同日、橋本総業分割準備株式会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。

詳細につきましては、「個別注記表 9. 重要な後発事象に関する注記」をご参照ください。

# 貸借対照表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：百万円)

| 科 目      | 金 額    | 科 目           | 金 額    |
|----------|--------|---------------|--------|
| (資産の部)   |        | (負債の部)        |        |
| 流動資産     | 30,967 | 流動負債          | 29,693 |
| 現金及び預金   | 1,735  | 支払手形          | 480    |
| 受取手形     | 3,830  | 電子記録債権        | 8,035  |
| 電子記録債権   | 1,433  | 買掛金           | 15,275 |
| 掛金       | 16,414 | 短期借入金         | 2,400  |
| 商品       | 5,807  | 一年内返済予定の長期借入金 | 2,216  |
| 貯蔵品      | 10     | 未払金           | 273    |
| 前払費用     | 155    | 未払法人税等        | 80     |
| 繰延税金資産   | 188    | 未払消費税等        | 351    |
| 短期貸付金    | 832    | 前払費用          | 258    |
| 未収入金     | 450    | 預り金           | 4      |
| その他の現金   | 148    | 受取金           | 67     |
| 貸倒引当金    | △40    | 前受収益          | 13     |
| 固定資産     | 19,281 | 与引当金          | 202    |
| 有形固定資産   | 9,293  | 固定負債          | 6,924  |
| 建物       | 2,094  | 長期借入金         | 4,186  |
| 構築物      | 11     | 繰延税金負債        | 1,429  |
| 機械装置     | 60     | 再評価に係る繰延税金負債  | 334    |
| 器具       | 0      | 退職給付引当金       | 23     |
| 運搬用具備品   | 169    | 預り保証金         | 707    |
| 土地       | 6,926  | その他           | 243    |
| 建設仮勘定    | 31     | 負債合計          | 36,617 |
| 無形固定資産   | 348    | (純資産の部)       |        |
| 借入金      | 0      | 株主資本          | 12,492 |
| ソフトウェア   | 331    | 資本剰余金         | 542    |
| 電話加入権    | 16     | 資本剰余金         | 436    |
| 投資その他の資産 | 9,639  | 資本準備金         | 434    |
| 投資有価証券   | 4,132  | その他資本剰余金      | 2      |
| 関係会社株    | 1,228  | 利益剰余金         | 11,890 |
| 出資       | 2      | 利益準備金         | 75     |
| 長期貸付金    | 501    | その他利益剰余金      | 11,815 |
| 破産更生債権   | 48     | 固定資産圧縮積立金     | 2,372  |
| 長期前払費用   | 0      | 特別償却準備金       | 8      |
| 会長積立権    | 113    | 別途積立金         | 4,420  |
| 保険積立金    | 3,444  | 繰越利益剰余金       | 5,013  |
| 敷金及び保証金  | 340    | 自己株           | △377   |
| その他の現金   | 15     | 評価・換算差額等      | 1,121  |
| 貸倒引当金    | △187   | その他有価証券評価差額金  | 823    |
| 資産合計     | 50,249 | 土地再評価差額金      | 298    |
|          |        | 新株予約権         | 17     |
|          |        | 純資産合計         | 13,631 |
|          |        | 負債・純資産合計      | 50,249 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

| 科 目                   | 金 額     |
|-----------------------|---------|
| 売 上 高                 | 111,905 |
| 売 上 原 価               | 101,706 |
| 売 上 総 利 益             | 10,198  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   | 8,912   |
| 営 業 外 利 益             | 1,286   |
| 営 業 外 収 益             | 1,046   |
| 受 取 利 息               | 85      |
| 受 取 配 当 金             | 68      |
| 仕 入 割 引               | 579     |
| 賃 貸 収 入               | 239     |
| そ の 他                 | 74      |
| 営 業 外 費 用             | 853     |
| 支 払 利 息               | 97      |
| 手 形 売 却 損             | 52      |
| 売 上 割 引               | 401     |
| 賃 貸 費 用               | 104     |
| 営 業 外 手 数 料           | 109     |
| そ の 他                 | 87      |
| 経 常 利 益               | 1,479   |
| 特 別 利 益               | 451     |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 450     |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 0       |
| 特 別 損 失               | 11      |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 10      |
| 固 定 資 産 売 却 損         | 1       |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       | 1,919   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 720     |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △87     |
| 当 期 純 利 益             | 1,286   |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

|                     | 株主資本 |       |          |        |       |           |         |       |         |         |        |        |       |
|---------------------|------|-------|----------|--------|-------|-----------|---------|-------|---------|---------|--------|--------|-------|
|                     | 資本金  | 資本剰余金 |          |        | 利益剰余金 |           |         |       |         |         |        | 自己株式   | 株主資本計 |
|                     |      | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金計 | 利益準備金 | その他利益剰余金  |         |       |         |         | 利益剰余金計 |        |       |
|                     |      |       |          |        |       | 固定資産圧縮積立金 | 特別償却準備金 | 別積立金  | 途越利益剰余金 | 繰越利益剰余金 |        |        |       |
| 当期首残高               | 542  | 434   | 1        | 435    | 75    | 2,337     | 9       | 4,420 | 3,881   | 10,724  | △393   | 11,308 |       |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |      |       |          |        |       |           |         |       | 185     | 185     |        | 185    |       |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 542  | 434   | 1        | 435    | 75    | 2,337     | 9       | 4,420 | 4,067   | 10,910  | △393   | 11,494 |       |
| 当期変動額               |      |       |          |        |       |           |         |       |         |         |        |        |       |
| 税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加 |      |       |          |        |       |           |         | 115   |         | △115    | —      | —      |       |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |      |       |          |        |       |           |         | △80   |         | 80      | —      | —      |       |
| 税率変更に伴う特別償却準備金の増加   |      |       |          |        |       |           |         | 0     |         | △0      | —      | —      |       |
| 特別償却準備金の取崩          |      |       |          |        |       |           |         | △1    |         | 1       | —      | —      |       |
| 剰余金の配当              |      |       |          |        |       |           |         |       |         | △305    | △305   | △305   |       |
| 当期純利益               |      |       |          |        |       |           |         |       |         | 1,286   | 1,286  | 1,286  |       |
| 自己株式の取得             |      |       |          |        |       |           |         |       |         |         | △0     | △0     |       |
| 自己株式の処分             |      |       |          | 0      | 0     |           |         |       |         |         | 16     | 17     |       |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) |      |       |          |        |       |           |         |       |         |         |        |        |       |
| 当期変動額合計             | —    | —     | 0        | 0      | —     | 35        | △0      | —     | 946     | 980     | 16     | 998    |       |
| 当期末残高               | 542  | 434   | 2        | 436    | 75    | 2,372     | 8       | 4,420 | 5,013   | 11,890  | △377   | 12,492 |       |

|                     | 評価・換算差額等         |              |                | 新株予約権 | 純資産合計  |
|---------------------|------------------|--------------|----------------|-------|--------|
|                     | その他有価証券<br>評価差額金 | 土地再評価<br>差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |       |        |
| 当期首残高               | 768              | 263          | 1,032          | 19    | 12,361 |
| 会計方針の変更による累積的影響額    |                  |              |                |       | 185    |
| 会計方針の変更を反映した当期首残高   | 768              | 263          | 1,032          | 19    | 12,547 |
| 当期変動額               |                  |              |                |       |        |
| 税率変更に伴う固定資産圧縮積立金の増加 |                  |              |                |       | —      |
| 固定資産圧縮積立金の取崩        |                  |              |                |       | —      |
| 税率変更に伴う特別償却準備金の増加   |                  |              |                |       | —      |
| 特別償却準備金の取崩          |                  |              |                |       | —      |
| 剰余金の配当              |                  |              |                |       | △305   |
| 当期純利益               |                  |              |                |       | 1,286  |
| 自己株式の取得             |                  |              |                |       | △0     |
| 自己株式の処分             |                  |              |                |       | 17     |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | 55               | 34           | 89             | △2    | 86     |
| 当期変動額合計             | 55               | 34           | 89             | △2    | 1,084  |
| 当期末残高               | 823              | 298          | 1,121          | 17    | 13,631 |

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

満期保有目的の債券……………償却原価法（定額法）

子会社株式……………移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ たな卸資産

商品……………総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

建物（建物附属設備を除く）は定額法、その他の有形固定資産については定率法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 4～50年

構築物 6～50年

##### ② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

##### ③ 長期前払費用

定額法によっております。

#### (3) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額に基づく当事業年度負担額を計上しております。

### ③ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理することとしております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌事業年度から費用処理することとしております。

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(会計方針の変更)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。)及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。)を当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が288百万円減少し、繰越利益剰余金が185百万円増加しております。

なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益への影響は軽微であります。

### (4) ヘッジ会計の方法

#### ① ヘッジ会計の方法

通貨スワップについては、振当処理の要件を満たしておりますので、振当処理を行っております。

#### ② ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段) (ヘッジ対象)

通貨スワップ取引 外貨建借入金

#### ③ ヘッジ方針

外貨建取引の為替相場の変動リスクを回避する目的で通貨スワップ取引を行っております。

#### ④ ヘッジ有効性評価の方法

通貨スワップについては、ヘッジの有効性が高いと認められるため、有効性の評価を省略しております。

- (5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 会計方針の変更

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用)

当社は、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告30号 平成27年3月26日)を当事業年度より適用しております。なお、当実務対応報告適用初年度の期首より前に締結された信託契約に係る会計処理につきましては、同実務対応報告の方法によらず、従来採用していた方法を継続するため、当実務対応報告の適用による財務諸表への影響はありません。

## 3. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保に供している資産

- ① 資産のうち次のとおり債務の担保に供しております。

なお、当該金額には、下記②の建物、並びに土地を含んでおります。

|   |   |          |
|---|---|----------|
| 建 | 物 | 402百万円   |
| 土 | 地 | 3,409百万円 |
| 計 |   | 3,811百万円 |

上記の資産は、長期借入金1,770百万円の担保に供しております。

- ② 取引上の債務に対する保証として次の資産を担保に供しております。

|    |      |          |
|----|------|----------|
| 建  | 物    | 319百万円   |
| 土  | 地    | 2,763百万円 |
| 投資 | 有価証券 | 178百万円   |
| 計  |      | 3,262百万円 |

- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,794百万円

### (3) 保証債務

従業員の住宅建設資金の借入金11百万円につき、株式会社三井住友銀行に債務保証を行っております。

### (4) 受取手形割引高

|         |          |
|---------|----------|
| 受取手形    | 1,591百万円 |
| 営業外受取手形 | 396百万円   |

### (5) 電子記録債権割引高

|              |          |
|--------------|----------|
| 電子記録債権割引高    | 1,526百万円 |
| 営業外電子記録債権割引高 | 400百万円   |

- (6) 手形債権流動化に伴う買戻義務額 2,444百万円

### (7) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

|          |        |
|----------|--------|
| ① 短期金銭債権 | 249百万円 |
| ② 短期金銭債務 | 3百万円   |
| ③ 長期金銭債務 | 900百万円 |

#### (8) 土地再評価

土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、平成14年3月31日に事業用の土地の再評価を行い、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

##### 再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額、同条第4号に定める地価税計算のために公表された価額及び同条第5号に定める鑑定評価に基づいて、合理的な調整を行って算出しております。

再評価を行った年月日

平成14年3月31日

再評価を行った土地の期末における

時価と再評価後の帳簿価額との差額(益)

508百万円

#### 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

##### (1) 営業取引

売上高

615百万円

仕入高

63百万円

##### (2) 営業取引以外の取引高

24百万円

#### 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-------|-------------|------------|------------|------------|
| 普通株式  | 414,659株    | 249株       | 17,800株    | 397,108株   |

- (注) 1. 当社は平成22年6月25日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-E S O P)」を導入することを決議したことに伴い、平成22年8月2日付けで資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下、信託E口という。)が当社株式100,600株を取得しております。なお、平成27年3月31日現在において信託E口が所有する当社株式80,530株は自己株式数に含めて記載しております。
2. 普通株式の自己株式の増加数249株は、単元未満株式の買取りによる増加であります。
3. 普通株式の自己株式の減少数17,800株は、ストック・オプション行使によるもの13,900株、及び信託E口が所有する当社株式の株式給付規程に基づく従業員に対する給付によるもの3,900株であります。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

|           |         |
|-----------|---------|
| 未払事業税     | 27百万円   |
| 商品評価損     | 10百万円   |
| 賞与引当金     | 66百万円   |
| 貸倒引当金     | 80百万円   |
| 退職給付引当金   | 7百万円    |
| 投資有価証券評価損 | 30百万円   |
| 土地再評価差額金  | 129百万円  |
| その他       | 141百万円  |
| 繰延税金資産小計  | 495百万円  |
| 評価性引当金    | △210百万円 |
| 繰延税金資産合計  | 285百万円  |

#### (繰延税金負債)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 固定資産圧縮積立金    | △1,132百万円 |
| その他有価証券評価差額金 | △389百万円   |
| 土地再評価差額金     | △334百万円   |
| その他          | △4百万円     |
| 繰延税金負債合計     | △1,860百万円 |
| 繰延税金負債の純額    | △1,575百万円 |

### (2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）及び「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.6%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については33.1%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については32.3%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）は165百万円減少し、法人税等調整額は91百万円減少し、その他有価証券評価差額金は39百万円増加しております。

また、再評価に係る繰延税金負債は34百万円減少し、土地再評価差額金が同額増加しております。

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

(単位：百万円)

| 種類  | 会社等の名称   | 議決権等の所有(被所有)割合(%) | 関連当事者との関係     | 取引の内容        | 取引金額 | 科目    | 期末残高 |
|-----|----------|-------------------|---------------|--------------|------|-------|------|
| 子会社 | 若松物産株式会社 | 所有直接<br>直接100%    | 役員兼務<br>資金の借入 | 資金の借入<br>(注) | 700  | 長期借入金 | 700  |

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 若松物産株式会社からの資金借入に係る利息については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

## 8. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 1,468円69銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 138円72銭   |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

会社分割による持株会社体制への移行

当社は、平成27年5月14日の取締役会決議において、平成28年4月1日を効力発生日として、当社のグループの事業支配・管理事業及び不動産管理事業を除く一切の事業を、平成27年4月24日に設立した当社の100%子会社である橋本総業分割準備株式会社(平成28年4月1日に「橋本総業株式会社」に商号変更予定)に吸収分割の方法により承継し、純粋持株会社に移行することを決議し、同日、橋本総業分割準備株式会社との間で吸収分割契約を締結いたしました。なお、本吸収分割は、平成27年6月25日開催予定の当社第78回定時株主総会において承認可決されることを条件として実施いたします。会社分割の概要は以下のとおりであります。

### (1) 会社分割の概要

#### ① 結合当事企業又は対象となった事業の名称及びその事業の内容

吸収分割会社 …… 橋本総業株式会社(平成28年4月1日付で「橋本総業ホールディングス株式会社」に商号変更予定)

対象事業の内容 …… 当社のグループの事業支配・管理事業及び不動産管理事業を除く一切の事業

吸収分割承継会社 …… 橋本総業分割準備株式会社(平成28年4月1日付で「橋本総業株式会社」に商号変更予定)

#### ② 企業結合日

平成28年4月1日(予定)

③ 企業結合の法的形式

当社を分割会社とし、当社の完全子会社である橋本総業分割準備株式会社を承継会社とする吸収分割

④ 会社分割の目的

当社は、本吸収分割による持株会社体制への移行により、グループの経営体制の強化、グループの事業執行体制の強化、グループのガバナンス強化を行い、「設備商品の流通とサービスを通じて、快適な暮らしを提供する」という企業理念の実現及び変化する経営環境の中で、各事業の特性を活かしつつグループの総合力を最大限に発揮し、グループ経営機能の強化、各グループ会社の自立的経営ならびに適切なガバナンス体制の確立により、グループ全体の企業価値増大を図ってまいります。

(2) 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日）に基づき、共通支配下の取引等として処理する予定です。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成27年 5月22日

橋本総業 株式会社  
取締役会 御中

### 有限責任 あずさ監査法人

|                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 佐 藤 茂 ㊞   |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 深 井 康 治 ㊞ |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、橋本総業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、橋本総業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年 5月22日

橋本総業 株式会社  
取締役会 御中

#### 有限責任 あずさ監査法人

|                    |               |
|--------------------|---------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 佐藤 茂 ㊞  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 深井 康治 ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、橋本総業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 強調事項

個別注記表の重要な後発事象に記載されているとおり、会社は平成27年5月14日の取締役会決議において、平成28年4月1日を効力発生日として、会社のグループの事業支配・管理事業及び不動産管理事業を除く一切の事業を、会社の100%子会社である橋本総業分割準備株式会社に吸収分割の方法により承継し、純粋持株会社に移行することを決議し、同日、吸収分割契約を締結した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、その監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査部、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報収集及び監査環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からの職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等との意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月25日

橋本総業株式会社 監査役会

|       |   |   |   |   |   |
|-------|---|---|---|---|---|
| 常勤監査役 | 森 | 口 | 昭 | 治 | Ⓢ |
| 監査役   | 山 | 田 | 幸 | 一 | Ⓢ |
| 監査役   | 中 | 村 |   | 中 | Ⓢ |
| 監査役   | 吾 | 妻 |   | 裕 | Ⓢ |

(注) 監査役森口昭治、中村 中及び吾妻 裕は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

以上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 吸収分割契約承認の件

### 1. 吸収分割を行う理由

当社は、明治23年の創業以来、「設備商品の流通とサービスを通じて、快適な暮らしを提供する」という企業理念のもと、お取引先様と「共に栄える」をキーワードに、中期の取組課題として、成長戦略としての「3つのフル」、ネットワーク戦略としての「みらい活動」、生産性向上への取組としての「進化活動」に取り組んでおり、当社に関心を持っていただける全ての方々に貢献できるよう、日々、努力を重ねてまいりました。

このような企業理念及び中期の取組課題のもと、当社は、以下の事項の達成に向けて持株会社体制への移行に関する検討を進めておりました。

#### (1) グループの経営体制の強化

変化する市場環境に速やかに対応すべく、持株会社がグループ全体最適の視点で方針を示し、グループ全体の機動的な意思決定を行うための機能強化が必要です。

#### (2) グループの事業執行体制の強化

各事業会社の継続的な成長を目指すため、それぞれの責任と権限の下で事業に専念することにより、事業ごとの専門性・自律性をより高め、適切な牽制のもとで、より実効性の高い事業執行体制の確立が必要です。

#### (3) グループのガバナンスの強化

グループ全体の企業価値を向上させるべく、適切な牽制のもとでコーポレート・ガバナンスの強化を推進するとともに、より精度の高い事業計画を策定するとともに、より中立的な観点での事業評価を行う体制が必要です。

当社グループとしましては、変化する経営環境の中で、持株会社体制への移行により、各事業の特性を活かしつつグループの総合力を最大限に発揮し、グループ経営機能の強化、各グループ会社の自律的経営ならびに適切なガバナンス体制の確立により、グループ全体の企業価値増大を図ってまいります。

持株会社体制への移行にあたっては、平成28年4月1日（以下「本効力発生日」といいます。）を効力発生日として、会社法第757条に基づき、当社を吸収分割会社とし、当社の100%子会社である橋本総業分割準備株式会社（以下「吸収分割承継会社」といいます。）を吸収分割承継会社として、当社の

グループの事業支配・管理事業（会社の株式又は持分を所有することにより事業活動を支配・管理することを目的とする事業）及び不動産管理事業（当社が所有する不動産の管理に関する事業）を除く一切の事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割（以下「本吸収分割」といいます。）を行うため、平成27年5月14日付で当社と吸収分割承継会社は、吸収分割契約を締結いたしました。

また、本効力発生日をもって、当社の商号を橋本総業ホールディングス株式会社、吸収分割承継会社の商号を橋本総業株式会社、それぞれ変更する予定です（当社の商号変更については第2号議案「定款一部変更の件(1)」においてご承認をお願いしているものです。）。

本議案は、本吸収分割にかかる吸収分割契約につき、ご承認をお願いするものであります。

## 2. 吸収分割契約の内容の概要

### 分割契約書(写)

橋本総業株式会社（以下「甲」という。）と、橋本総業分割準備株式会社（以下「乙」という。）は、甲の事業に関して甲が有する権利義務の一部を乙が承継する吸収分割（以下「本件分割」という。）に関し、次のとおり分割契約（以下「本契約」という。）を締結する。

#### 第1条（目的）

甲は、甲の経営する事業のうち、甲のグループの事業支配・管理事業（会社の株式又は持分を所有することにより事業活動を支配・管理することを目的とする事業）及び不動産管理事業（甲が所有する不動産の管理に関する事業）を除く一切の事業（以下「承継対象事業」という。）に関して有する権利義務を、本契約書第7条に規定する効力発生日（以下「効力発生日」という。）をもって分割して乙に承継させ、乙はこれを承継する。

## 第2条 (商号及び住所)

本件分割の吸収分割会社、吸収分割承継会社の商号及び住所は以下のとおりである。

### 甲 吸収分割会社

商号 橋本総業株式会社 (ただし、平成28年4月1日付で「橋本総業ホールディングス株式会社」に商号変更予定)

住所 東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号

### 乙 吸収分割承継会社

商号 橋本総業分割準備株式会社 (ただし、平成28年4月1日付で「橋本総業株式会社」に商号変更予定)

住所 東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号

## 第3条 (本件分割の対価)

乙は、本件分割に際して、甲に対して株式、金銭、その他の財産の交付を行わない。

## 第4条 (乙の資本金及び準備金の額)

本件分割により、乙の資本金及び準備金等の額は増加しない。

## 第5条 (分割により承継する権利義務)

1. 甲は、平成27年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とする別紙「承継権利義務明細表」に、第7条に定める効力発生日前日までの増減を加除した資産、負債及び契約その他の権利義務を、効力発生日において乙に引き継ぐ。
2. 甲から乙に対する債務の承継は、重畳的債務引受の方法による。ただし、この場合における甲乙間の最終的な債務の負担者は乙とし、当該承継する債務について、甲が履行その他の負担をしたときは、甲は乙に対しその負担の全額について求償できるものとする。

#### 第6条 (分割承認総会)

1. 甲は、平成27年6月29日に、株主総会（以下「分割承認総会」という。）を招集し、本契約の承認及び分割に必要な事項に関する決議を求める。（注）
2. 乙は、会社法796条第1項本文の規定に基づく略式分割により、本契約について、会社法795条第1項に定める株主総会の決議による承認を受けることなく、本件分割を行う。
3. 前二項に定める手続（甲の株主総会の開催日を含む。）は、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲乙協議の上これを変更することができる。

#### 第7条 (効力発生日)

本件分割の効力発生日は平成28年4月1日とする。ただし、分割手続進行上の必要性その他の事由により、甲及び乙が協議の上これを変更することができる。

#### 第8条 (競業避止義務)

甲は、乙が承継する承継対象事業及びこれに類似する事業にかかる競業避止義務を負わない。

#### 第9条 (分割条件の変更及び分割契約の解除)

本契約締結の日から効力発生日前日までの間において、天災地変その他の事由により、甲または乙の資産状態、経営状態に重大な変更が生じたときは、甲乙協議の上、本件分割の分割条件を変更し又は本契約を解除することができる。

#### 第10条 (本契約の効力)

本契約は、第6条に定める甲の分割承認総会の承認又は法令に定める関係官庁等の承認が得られないときは、その効力を失う。

#### 第11条 (本契約書に定めのない事項)

本契約書に定める事項のほか、分割に際し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲乙協議の上定める。

本契約締結の証として本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年5月14日

甲 東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号  
橋本総業株式会社  
代表取締役 橋本政昭 ㊞

乙 東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号  
橋本総業分割準備株式会社  
代表取締役 橋本政昭 ㊞

(別紙) 承継権利義務明細表

#### 承継権利義務一覧

乙が、本件分割により甲から承継する権利義務は、効力発生日において、承継対象事業に属する以下の権利義務とする。なお、承継する権利義務のうち資産及び負債については、平成27年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除した上で確定するものとする。

### 第1 承継する資産

#### 1 流動資産

- (1) 承継対象事業にかかる現金及び預金の一切。ただし、甲のグループの事業支配・管理事業及び不動産管理事業部門が管理する現金及び預金を除く。
- (2) 承継対象事業にかかる売掛債権、商品、未収金、その他流動資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、甲のグループ事業支配・管理事業及び不動産管理事業部門に関する流動資産を除く。

## 2 固定資産

承継対象事業に係る有形固定資産、無形固定資産、投資その他資産のうち、甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、土地、建物及び建物附属設備（甲が賃借している建物及び当該建物にかかる建物附属設備は除く。）、その他甲のグループ事業支配・管理事業及び不動産管理事業部門に関する固定資産（甲の保有する、乙、大明工機株式会社及び若松物産株式会社の株式を含む）を除く。

## 第2 承継する負債

承継対象事業にかかる流動負債、固定負債のうち甲から乙への承継が法令上可能であるものの一切。ただし、未払配当金債務、甲が所有する不動産にかかる敷金返還債務、その他甲のグループ事業支配・管理事業及び不動産管理事業部門に関する負債を除く。

## 第3 承継する労働契約

甲と従業員との間の一切の労働契約。

第4 承継する契約（以下で「契約」という場合は、その名称形式を問わず当事者間の合意を意味し、これに付帯する合意及び一切の権利義務を含むものとする。）

本件分割の効力発生日において甲が締結している承継対象事業にかかる一切の契約。ただし、会計監査人との間で締結した監査契約、株主名簿管理人との間で締結した株主名簿管理人委託契約、金融機関との間で締結した甲の株式事務のための預金口座に関する契約、証券会社との間で締結した承継資産にかかる契約を除く一切の契約、甲が発行する有価証券の株式会社東京証券取引所への上場に関連して締結した上場契約、会社役員損害賠償責任保険契約、乙に承継されない資産及び負債に関する契約、その他甲のグループ事業支配・管理事業及び不動産管理事業部門に関する契約を除く。

## 第5 承継する許認可等

甲が本件分割の効力発生日の前日において承継対象事業について取得している免許、許可、認可、承認、登録、届出等のうち、法令上承継が可能なもの。

以上

(注) 第6条第1項には、「甲は、平成27年6月29日に、株主総会（以下「分割承認総会」という。）を招集し、本契約の承認及び分割に必要な事項に関する決議を求める。」とありますが、同条第3項に基づき、当社と吸収分割承継会社との協議の上、分割承認総会の開催日を平成27年6月25日と変更致しました。

### 3. 会社法施行規則第183条各号に掲げる事項の内容の概要

#### (1) 対価に関する事項の相当性に関する事項

本吸収分割に際して、吸収分割承継会社は当社に対して、株式、金銭、その他の財産の交付を行いませんが、当社は吸収分割承継会社の発行済株式の全部を有していることから相当であると判断しております。

また、本吸収分割により吸収分割承継会社の資本金及び準備金の額は増加致しません。

#### (2) 吸収分割承継会社の成立の日における貸借対照表の内容

吸収分割承継会社は、平成27年4月24日に成立した会社であるため、確定した最終事業年度はありません。同社の成立の日における貸借対照表の内容は以下のとおりです。

(単位：百万円)

| 科目     | 金額 | 科目        | 金額 |
|--------|----|-----------|----|
| (資産の部) |    | (負債の部)    | 0  |
| 流動資産   |    | (純資産の部)   |    |
| 現金及び預金 | 50 | 資本金       | 50 |
| 資産合計   | 50 | 負債・純資産の合計 | 50 |

#### (3) 吸収分割承継会社の成立の日後に生じた重要な財産の処分等、会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

該当事項はありません。

#### (4) 当社の最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分等、会社財産の状況に重要な影響を与える事象に関する事項

該当事項はありません。

## 第2号議案 定款一部変更の件(1)

### 1. 変更の理由

当社は、第1号議案「吸収分割契約承認の件」に記載のとおり、平成28年4月1日（予定）をもって、当社のグループの事業支配・管理事業（会社の株式又は持分を所有することにより事業活動を支配・管理することを目的とする事業）及び不動産管理事業（当社が所有する不動産の管理に関する事業）を除く一切の事業を吸収分割の方法により当社100%子会社に承継させ、純粋持株会社となります。これに伴い、商号及び目的の変更を行うものであります（第1条及び第2条）。併せて、平成28年4月1日をもって効力が発生する旨の附則を設けるものであります。

なお、本定款変更につきましては、第1号議案が承認されること及び上記吸収分割の効力が発生することを条件といたします。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

| 現行定款                                                                                                                                                                                | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>[商 号]<br/>第1条 当社は、<u>橋本総業株式会社</u>と称し、英文では、<u>HASHIMOTO SOGYO CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>[目 的]<br/>第2条 当社は、<u>次の事業を営むことを目的とする。</u></p> | <p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>[商 号]<br/>第1条 当社は、<u>橋本総業ホールディングス株式会社</u>と称し、英文では、<u>HASHIMOTO SOGYO HOLDINGS CO., LTD.</u>と表示する。</p> <p>[目 的]<br/>第2条 当社は、<u>次の各号に掲げる事業を営む会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これに準ずる事業体の株式または持分を所有することにより、当該会社等の事業活動を支配または管理することを目的とする。</u></p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>1. 下記各号に掲げた管工機材の販売および製造・加工</p> <p>イ 給・排水用器具・衛生陶器・同附属品</p> <p>ロ 各種管類および同継手・弁類</p> <p>ハ 冷暖房機器・住宅用設備機器類および同附属品</p> <p>ニ ポンプおよびモーター、同附属品・計器類</p> <p>ホ 配管用電動機械工具類</p> <p>2. 建築設備工事の設計ならびに請負、施工</p> <p>3. 機械器具工事の設計ならびに請負、施工</p> <p>4. 産業廃棄物の収集運搬処理業</p> <p>5. 事務用コンピュータ製品、同ソフトウェアの販売ならびに開発、管理・保守</p> <p>6. 労働者派遣事業</p> <p>7. 金銭の貸付、保証業務、債券の売買およびその他の金融業</p> <p>8. 情報処理および情報提供のサービス業</p> <p>9. 経営に関するコンサルティング業</p> <p>10. 各種動産のリース、賃貸借、および保守管理業</p> <p>11. 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務</p> | <p>(1) 下記各号に掲げた管工機材の販売および製造・加工</p> <p>イ 給・排水用器具・衛生陶器・同附属品</p> <p>ロ 各種管類および同継手・弁類</p> <p>ハ 冷暖房機器・住宅用設備機器類および同附属品</p> <p>ニ ポンプおよびモーター、同附属品・計器類</p> <p>ホ 配管用電動機械工具類</p> <p>(2) 建築設備工事の設計ならびに請負、施工</p> <p>(3) 機械器具工事の設計ならびに請負、施工</p> <p>(4) 産業廃棄物の収集運搬処理業</p> <p>(5) 事務用コンピュータ製品、同ソフトウェアの販売ならびに開発、管理・保守</p> <p>(6) 労働者派遣事業</p> <p>(7) 金銭の貸付、保証業務、債券の売買およびその他の金融業</p> <p>(8) 情報処理および情報提供のサービス業</p> <p>(9) 経営に関するコンサルティング業</p> <p>(10) 各種動産のリース、賃貸借、および保守管理業</p> <p>(11) 損害保険代理業および自動車損害賠償保障法に基づく保険代理業ならびに生命保険の募集に関する業務</p> |

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                          | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p><u>12. 各種商品のカタログによる斡旋販売および通信販売</u></p> <p><u>13. 通信端末および事務機器のレンタルサービス</u></p> <p><u>14. クレジットカードの精算事務および利用代金回収代行業務</u></p> <p><u>15. 経営者、管理者および一般社員に対する教育研修</u></p> <p><u>16. 各種資格取得のための企画および指導</u></p> <p><u>17. 倉庫及び工場内の商品の管理・梱包・積み込み作業及び運送業務の請負</u></p> | <p><u>(12) 各種商品のカタログによる斡旋販売および通信販売</u></p> <p><u>(13) 通信端末および事務機器のレンタルサービス</u></p> <p><u>(14) クレジットカードの精算事務および利用代金回収代行業務</u></p> <p><u>(15) 経営者、管理者および一般社員に対する教育研修</u></p> <p><u>(16) 各種資格取得のための企画および指導</u></p> <p><u>(17) 倉庫及び工場内の商品の管理・梱包・積み込み作業及び運送業務の請負</u></p> |
| <p><u>18. 前記各号に附帯する一切の業務</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>                                                                                                                                | <p><u>(18) 不動産の賃貸及び管理</u></p> <p><u>(19) 前記各号に附帯する一切の業務</u></p> <p><u>2 当社は、前項各号に定める事業およびこれに附帯または関連する一切の事業を営むことができる。</u></p>                                                                                                                                        |
| <p>第3条～第39条 (記載省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>                                                                                                                                                                                         | <p>第3条～第39条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>第1条および第2条の変更は、平成28年4月1日に効力が生ずるものとする。なお、本附則は、上記の効力発生後、これを削除する。</u></p>                                                                                                                           |

### 第3号議案 定款一部変更の件 (2)

#### 1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第24条第2項及び第32条第2項の一部を変更するものであります。

なお、定款第24条第2項の変更に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

| 現行定款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             | 変更案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の責任免除)<br/>第24条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除)<br/>第32条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> | <p>(取締役の責任免除)<br/>第24条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> <p>(監査役 of 責任免除)<br/>第32条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に</u>、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p> |

#### 第4号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となります。つきましては、経営体制の強化を図るため2名を増員し、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                  | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所有する当社株式の数       |
|-------|-----------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------|
| 1     | はしもとまさあき<br>橋本政昭<br>(昭和25年8月15日生) | 昭和51年4月 住友金属工業株式会社入社<br>昭和53年10月 当社入社<br>昭和55年3月 取締役<br>昭和57年2月 専務取締役<br>昭和60年3月 取締役副社長<br>平成2年10月 代表取締役社長（現任）                                                                                                                                                                               | 株<br><br>536,027 |
| 2     | さかたていいち<br>阪田貞一<br>(昭和25年10月4日生)  | 昭和51年4月 新日本製鐵株式会社入社<br>平成4年4月 当社入社<br>平成4年7月 企画本部長、管理副本部長兼務<br>平成5年6月 取締役企画本部長、<br>管理副本部長兼務<br>平成7年10月 取締役管理副本部長<br>平成8年4月 取締役神奈川ブロック長<br>平成8年12月 取締役管理副本部長<br>平成9年6月 常務取締役管理本部長<br>平成18年6月 専務取締役管理本部長<br>平成19年4月 代表取締役専務取締役管理本部長<br>平成26年6月 代表取締役副社長（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>合同製鐵株式会社社外取締役 | 114,020          |

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                          | 略歴、当社における地位、担当<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                        | 所有する当社株式の数      |
|-------|-------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 3     | すずき とおる<br>鈴木 了<br>(昭和23年3月24日生)          | 昭和45年10月 当社入社<br>平成9年4月 住設商品部長<br>平成11年6月 取締役商品統括担当<br>平成15年3月 取締役営業副本部長<br>平成18年6月 常務取締役商品本部長<br>平成20年4月 常務取締役営業副本部長<br>平成21年6月 専務取締役営業本部長<br>平成26年6月 取締役専務執行役員営業管掌、<br>特需グループ長兼務(現任)                              | 株<br><br>25,280 |
| 4     | たどころ ひろゆき<br>田所 浩行<br>(昭和36年10月11日生)      | 昭和59年3月 当社入社<br>平成11年4月 東京支店営業2部長<br>平成12年1月 東京中央支店長<br>平成17年6月 取締役東京東ブロック長<br>平成20年7月 常務取締役営業副本部長<br>平成26年6月 取締役常務執行役員販売本部長<br>(現任)                                                                                | 10,750          |
| 5     | いとう こうたろう<br>伊藤 光太郎<br>(昭和38年3月11日生)      | 昭和61年4月 株式会社住友銀行入行<br>平成9年9月 当社入社<br>平成13年10月 企画部長<br>平成18年4月 経営管理グループ長、経営管<br>理部長、人事部長兼務<br>平成18年6月 執行役員経営管理グループ長<br>平成20年6月 取締役経営管理グループ長<br>平成24年7月 常務取締役管理副本部長、<br>経営管理グループ長兼務<br>平成26年6月 取締役常務執行役員管理本部長<br>(現任) | 12,325          |
| 6     | ※<br>さやま しゅういち<br>佐山 秀一<br>(昭和41年11月10日生) | 平成元年3月 当社入社<br>平成17年10月 北海道支店長<br>平成20年10月 北日本副グループ長<br>平成23年7月 執行役員北日本副グループ長<br>平成26年10月 上席執行役員商品本部長代行<br>兼務<br>平成27年4月 上席執行役員商品本部長、<br>営業企画グループ長、北日本<br>エリアブロック長(現任)                                              | 1,000           |





6. 当社は社外取締役との間で（第3号議案が承認された場合には業務執行取締役等であるものを除く取締役との間で）会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額としており、宇野 輝氏及び松永和夫氏の再任が承認された場合には、両氏とも当該契約を締結する予定であります。  
また、相京重信氏が選任された場合は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
7. 当社は、宇野 輝氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。

## 第5号議案 監査役2名選任の件

監査役森口昭治氏及び、監査役山田幸一氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

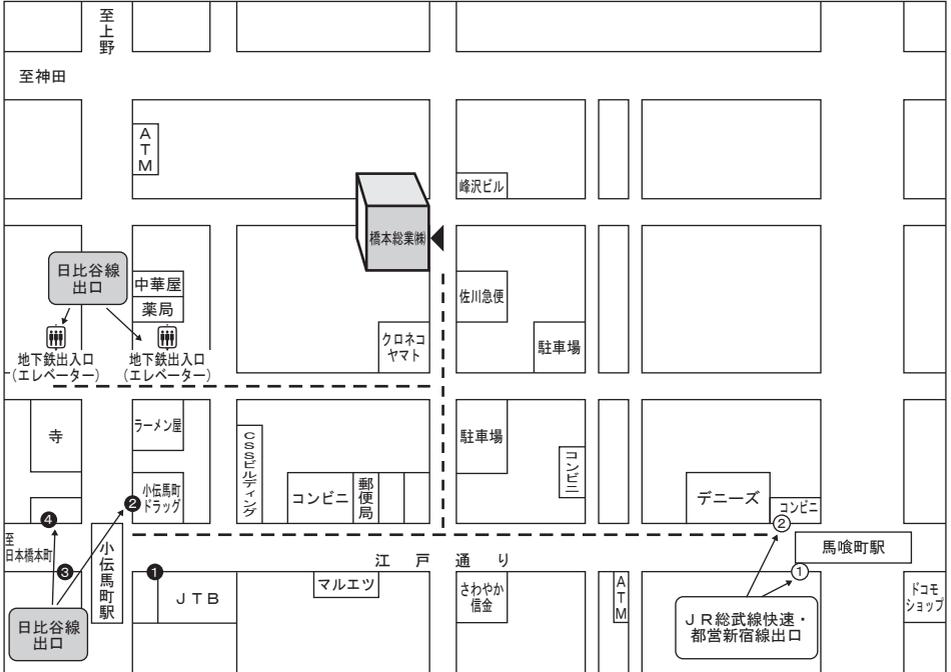
監査役候補者は、次の通りであります。

| 候補者番号 | ふりがな氏名<br>(生年月日)                      | 略歴、当社における地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                        | 所有する当社株式の数         |
|-------|---------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | もりぐち しょうじ<br>森口昭治<br>(昭和19年8月27日生)    | 昭和43年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行) 入行<br>平成11年8月 同行退社<br>平成11年8月 株式会社ヒューマックス取締役<br>ヒューマックス・リードアドバイザーズ株式会社代表取締役<br>平成18年6月 同社退社<br>平成19年6月 当社常勤監査役(現任) | 株<br><br><br>2,730 |
| 2     | ※ほし ほん かつ お<br>橋本和夫<br>(昭和31年11月28日生) | 昭和55年4月 積水化学工業株式会社入社<br>昭和62年1月 当社入社<br>平成17年4月 財務部長<br>平成19年6月 執行役員財務部長<br>平成20年4月 執行役員会計グループ長(現任)<br>(重要な兼職の状況)<br>大明工機株式会社監査役<br>若松物産株式会社監査役  | 8,690              |

- (注)
- ※は、新任監査役候補者であります。
  - 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
  - 森口昭治氏は、社外監査役候補者であります。
  - 社外監査役候補者の選任理由
    - 森口昭治氏は、30年に亘り銀行業に携わり、一般企業の代表取締役社長として経営にも携わっておりました。当社監査役として経営全般の監査をお願いするとともに、過去の経験を活かした当社及び当社子会社の経営に有効な助言を期待し、社外監査役として選任をお願いするものであります。
  - 森口昭治氏の当社の監査役としての在任期間は、本株主総会終結の時をもって8年であります。
  - 当社は社外監査役との間で(第3号議案が承認された場合には監査役との間で)会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができます。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する金額のいずれか高い額としており森口昭治氏の再任が承認された場合には、当該契約を締結する予定であります。また、橋本和夫氏が選任された場合は、同様の責任限定契約を締結する予定です。
- 以上

# 株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋小伝馬町9番9号  
橋本総業株式会社 本社7階会議室



(交通機関) 東京メトロ日比谷線 小伝馬町駅 下車徒歩3分 (②・④番出口)  
 JR総武線快速 馬喰町駅 下車徒歩5分 (①・②番出口)  
 地下鉄都営新宿線 馬喰横山駅 下車徒歩5分 (①・②番出口)  
 ※各駅より…の方向にお進み下さい。